

三重県内に本支店を有する金融機関等への要請事項

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、県においては、中小企業・小規模企業への資金繰り支援等が迅速かつ適切に実施されるよう、これまででも要請を行ってきたところであり、金融機関等においては、こうした要請等を踏まえ、事業者の実情に応じた丁寧な資金繰り支援を実施していただき、厚く感謝申し上げる。

しかしながら、感染症の拡大や長期化に伴い、国の Go To キャンペーンの一時停止など、経済活動が抑制される中、事業者の経営状況はさらに逼迫することが懸念され、全力を挙げて資金繰り支援に取り組む必要があることから、このような未曾有の危機的状況を乗り越えるために、

- 1 既往債務について、事業者等への親身な対応に努めるとともに、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払を猶予するなど、返済条件の緩和や、新たな融資への借換などについて、引き続き個別企業の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。
- 2 「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」の申請期限の延長や、Go To キャンペーンの一時停止に伴う売上高要件の緩和措置が行われていることを踏まえ、資金需要が高まる年度末を含め事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、十分な説明を行うこと。また、事業者等の経営実態や特性を十分に踏まえたうえで、あらゆる支援策を活用し丁寧に対応すること。
- 3 こうした中小企業・小規模企業に対する支援を、真に必要なところに、迅速かつ積極的に実施できる体制を一層強化し、地域の関係機関と緊密に連携するとともに、事業者支援のノウハウや知見を金融機関の現場職員の間で共有することで、事業者等が直面するあらゆる課題に対し、経営改善や事業再生、事業転換などの取組も含め実効的な支援を行うこと。

中小企業・小規模企業向け経済対策において、資金繰り支援はその根幹をなすものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本県経済を下支えし、その後の回復へと繋げていくため、今まさに、金融機関等が真価を発揮する局面である。

「オール三重」でこの難局に当たり、中小企業・小規模企業が事業継続できるよう、実情に応じた丁寧かつ適切な支援を迅速に取り組んでいただくようお願いする。

令和3年1月19日

三重県知事

鈴木 央敬